青森県教育委員会第七百三十四回定例会

会 議 次第

		•												
第六十六回国	職員の懲戒な	その他	議案第六号	議案第五号	+=	議案第四号	議案第三号	議案第二号	議案第一号	議案	報告第二号	報告第一号	報告	開会
第六十六回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会の開催について 9	の懲戒処分の状況について 7		青森県スポーツ振興計画の策定について6	青森県子ども読書活動推進計画 (第二次) について	規則案	青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則の一部を改正する	青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案	青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案2	青森県教育委員会教育長の任命について (非公開の会議)		行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てに係る決定について (非公開の会議)	議案に対する意見について		
			-	-	-		_	_				-		

 \equiv

五

閉

会

四

報告第一号

議案に対する意見について

関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理知事から意見を求められた左記議案について、緊急を要するため、 ます。 教育長において臨時に代理し、 し、原案に同意したので、ここに報青森県教育委員会の事務の委任等に

記

平成二十一 事の請負契約の一部変更の件(青森県立青森工業高等学校校舎(実習棟) 年度 青森県一 般会計符 補正予算 (第六号) 案 教育 委員会所管 分) 新築工事)

議案第二号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県教育委員会事務局 の組織等に関する規則 の一部を改正する規則

青森県教育委員会事務局 の組織等に関する規則 (昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号) の

部を次のように改正する。

九の県総合運動公園(三内丸山港第九条の三に次の一号を加える。 県総合運動公園(三内丸山遺跡の保存活用等に係る拠点施設に限る。 に関すること。

附 則

この規則は、 平成二十二年四月一日から施行する。

提 案理由

三内丸山遺 跡の保存活用等に係る拠点施設に関する事務を文化財保護課の所掌する事務とするため提案

するものである。

議案第三号

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一 部を改正する規則案

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の 部を改正する規則を次のように定める。

員会の事務の委任等に関する規則 の一部を改正する規則

青森県教育委員会の事務青森県教育委員会の の委任等に関する規則(昭和三十二年一月青森県教育委員会規則第二号)の一

部を次のように改正する。

第一条第十八号中「減免に関すること」 を「 徴収及び減免に関する施行について定めること」 に改める。

附 則

こ) の 規 則は、 平成二十二年四月一日から施行する。

提案理 由

使用料及び手数料の徴収及び減免に関する施行について定める事務を教育委員会に諮る事務とするため

提 案するものである。

議案第四号

青森県立高等学校授業料、 受講料及び入学料の免除に関する規則の一 部を改正する規

則案

める。 青森県立高等学校授業料、 受講料及び入学料の免除に関する規則 の 部を改正する規則を次のように定

県立高等学校授業料、 青森県立高等学校授業料、 受講料及び入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則

規則第五号)の一部を次のように改正する。

受講料及び入学

料の免除に関

する規則(昭和三十六年三月青森県教育

青

第七条の表中「第十一条第一項」を「 第十二条第一 項 に、 第十一条第二項」 を「 第十二条第二項」

に改める。

第一号樣式、 第二号様式及び第三号様式中「 公校。 を「 冭 **⊪** に改める。

附 則

こ の規則は、 平成二十二年四月一日から施行する。

提 案理 由

ため提案するものである。 高等学校通 信 教 育規程 の 部改正及び青森県立木造高等学校稲垣分校の廃止に伴い、 所要の整理を行う

委員

議案第五号

青森県子ども読書活動推進計画計画(第二次)について

青森県子ども読書活動推進計画を、別紙「青森県子ども読書活動推進計画(第二次)」のとおり定める。

議案第六号

青森県スポーツ振興計画について

青森県スポーツ振興計画を、別紙「青森県スポーツ振興計画」のとおり定める。

〔その他〕

職員の懲戒処分の状況

平成22年3月(2月1日~2月28日分)

青森県教育委員会

事案 1 被処分者 三八地域八戸市の中学校 校長(55歳 男性)

事件の概要等 速度超過(30km/h以上50km/h未満)

・平成21年10月9日(金)午後3時30分頃

・青森市内の県道

・最高速度 4 0 km/h のところ、7 9 km/h で走行

処分内容 減給1月(給料の月額の10分の1)

処分年月日 平成22年2月12日

その他 管理職であることから、量定を加重

事案 2 被処分者 三八地域八戸市の中学校 教諭(33歳 男性)

事件の概要等 速度超過(30km/h以上50km/h未満)

・平成21年10月27日(火)午前9時36分頃

・青森市内の県道

・最高速度 4 0 km/h のところ、7 9 km/h で走行

処分内容 戒告

処分年月日 平成22年2月12日

事案 3 被処分者 特別支援学校 寄宿舎指導員(59歳 男性)

事件の概要等 速度超過(30km/h以上50km/h未満)

・平成21年11月25日(水)午後2時35分頃

・青森市内の県道

・最高速度 4 0 km/h のところ、 7 8 km/h で走行

処分内容 戒告

処分年月日 平成22年2月15日

事案 4 被処分者 西北地域五所川原市の中学校 教諭(35歳 女性)

事件の概要等 速度超過(15km/h以上20km/h未満)

・平成21年9月19日(土)午前6時54分頃

・南津軽郡藤崎町内の町道

・最高速度 4 0 km/h のところ、 5 6 km/h で走行

処分内容 戒告

処分年月日 平成22年2月24日

その他 平成18年12月8日に人身軽傷事故、平成20年1

0月3日に物損事故を起こしていることから、量定を

加重。

事案 5 被処分者 特別支援学校 教諭(52歳 男性)

事件の概要等 人身事故(治療期間が30日未満)

・平成21年12月6日(日)午後5時40分頃

・八戸市内の市道

・自動車で交差点を右折し横断歩道を横切る際、横断

中の歩行者に接触し転倒させたもの。

・事故の相手方 男性1名(約10日の加療)

処分内容 戒告

処分年月日 平成22年2月15日

その他 平成20年7月23日に速度超過を起こしていること

から、量定を加重。

〔その他〕

第66回国民体育大会冬季大会スケート競技会・ アイスホッケー競技会開催概要(予定)

青森県教育委員会

1 開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、アマチュアリズムとスポーツ精神を高揚して、健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

第66回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会を青森県八戸市を中心に開催するに当たり、参加者とともにこの趣旨を一層発揚し、県民の生涯にわたるスポーツ活動の振興を普及するとともに、所期の目的を達成することを期するものである。

2 主 催

日本体育協会、文部科学省、青森県、 日本スケート連盟、 日本アイスホッケー連盟、八戸市

- 3 期 日平成23年1月下旬~2月上旬(5日間)
- 4 開 催 地八戸市、三沢市、南部町
- 5 開催競技スピードスケート競技フィギュア競技ショートトラック競技アイスホッケー競技

6 式 典

開始式 平成23年1月下旬 会場未定

表彰式 平成23年2月上旬 会場未定

平成21年度第65回大会から開会式及び表彰式を廃止したため、皇族の来県はなしの予定。

7 参加予定人員

参加予定都道府県 47都道府県を予定

監督·選手 約2,000名

選手団本部役員 約 400名

視察員等 約 100名

8 経費負担

スケート国体の開催経費の負担については、県と八戸市との取決めに基づき、 開催総経費から、国庫補助金・日体協補助金・競技団体負担金・スポーツ振興センター交付金・雑収入を差し引いた残りの額を県と八戸市とで折半することとし ている。